

## 県道瀬田熊本線の倒木事故の判決に係る控訴について

議第 232 号 熊本地方裁判所 令和元年（ワ）第 378 号損害賠償請求等事件について、専決処分（7月8日）により福岡高等裁判所に控訴したもの。

### 1 事故の概要

本事件は、平成 29 年 6 月 25 日（日）19 時 30 分頃、本市が管理する県道瀬田熊本線沿いの私有地に育成しておりました樹木が当該県道の車道内に倒れこみ、被害者が運転する自動車の上部を直撃してお亡くなりになられたもの。



位置図



事故翌日の現場写真

### 2 主な控訴理由

- ・判決は、県道沿いの民有地上の竹木が、県道に倒れこんで事故が起きることを被告熊本市が予見することは可能であったので、被告熊本市は、県道に沿って金属製のフェンスや防護柵を設置するなど、倒れた竹木が入り込むことを防止する対策を講ずる必要があったとして、被告熊本市は道路の設置又は管理に瑕疵があったと認められるので、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく損害賠償責任を負うとされている。
- ・しかしながら、本市としては、本件樹木は民有地の奥まった場所にあり、その存在を認識できるものではなく、かつ倒木の予見もできなかった。
- ・また、本市は、道路パトロールや土地所有者への指導等のほか、路上に張り出したり傾いたりした竹木を除去するなど適切な管理を行っており、道路と民有地の間に防護柵等が設置されていなかったことをもって、道路の設置又は管理に瑕疵があると結論付けられたことは遺憾であり、道路管理者の責務の範疇を超える判決となっていた。
- ・したがって、本市は、道路管理者としての責務は果たしており、道路の設置又は管理に瑕疵はないと判断したことから控訴したもの。